

建設業者監督処分一覧表

[令和3年度]

	許可番号	建設業者名	処分の内容	処分年月日
1	空第03440号	宮工建株式会社	指示	令和3年(2021年)5月18日
2	宗第00008号	株式会社小川興業	営業停止 指示	令和3年(2021年)6月16日
3	石第22718号	有限会社高橋機設工業	指示	令和3年(2021年)7月6日
4	胆第00597号	北海土建工業株式会社	営業停止	令和3年(2021年)8月3日
5	空第02641号	有限会社難波重機	指示	令和3年(2021年)8月20日
6	石第10576号	拓矢実業株式会社	指示	令和3年(2021年)12月15日
7	石第22317号	株式会社翔プランニング	指示	令和4年(2022年)2月1日
8	十第03370号	有限会社木村工業	許可取消	令和4年(2022年)2月16日
9	上第03514号	藤川電設工業株式会社	指示	令和4年(2022年)3月19日
10	根第00725号	渡辺組有限会社	指示	令和4年(2022年)3月25日
11				
12				
13				
14				
15				

1. 処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	宮工建株式会社	代表者氏名	福田 康子
主たる営業所の所在地	岩見沢市北本町東10丁目3番5号		
許可番号	北海道知事許可 (般-28)空第3440号	許可を受けている 建設業の種類	土、とび

2. 処分に関する事項

処分年月日	令和3年5月18日	処分を行った者	北海道知事
根拠法令	建設業法第28条第1項（建設業法第28条第1項第3号該当）		
処分の内容	<p>建設業法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令を遵守し、違反行為の再発防止のため適切な措置を講じて、建設業者として適正な業務を確保すること。</p>		
処分の原因となった事実	廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反		
	<p>令和3年3月4日、宮工建株式会社において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2第1項の規定により産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可、第15条の3第1項の規定により産業廃棄物処理施設設置の許可が取り消された。</p> <p>このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当するものである。</p>		
その他参考となる事項			

建設業を営む者に関する監督処分簿

監督処分庁：北海道宗谷総合振興局

1. 処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	株式会社小川興業	代表者氏名	齊藤 利夫
主たる営業所の所在地	北海道枝幸郡枝幸町歌登東歌登407番地		
許可番号	北海道知事許可 (般-28) 宗第00008号	許可を受けている建設業の種類	土木工事業、とび・土工工事業、解体工事業

2. 処分に関する事項

処分年月日	令和3年6月16日	処分を行った者	北海道知事
根拠法令	建設業法第28条第1項及び第3項（同条第1項第2号該当）		
<p>処分の内容</p> <p>建設業法第28条第3項に基づく営業停止 営業停止期間：令和3年6月29日から令和3年7月28日までの30日間 営業停止範囲：業種、地域、公共工事、民間工事の範囲を限定せず、営業の全部停止</p> <p>建設業法第28条第1項に基づく指示 建設業法、その他関係法令を遵守し、社内の業務管理体制の整備、強化を行い、速やかに社内において周知徹底を図ること。</p>			
処分の原因となった事実	建設業法違反		
<p>株式会社小川興業は、有効な経営事項審査結果通知書（以下、「経審」という。）を有しないまま、令和2年3月に北海道発注の工事の契約を1件締結した。 また、偽造した経審を用いて、枝幸町の入札に参加し、同年4月から5月までに同町発注の工事の契約を2件締結した。 このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当するものである。</p>			
その他参考となる事項	同社役員に対して建設業法第29条の4第1項に基づく営業禁止処分を行った。営業禁止の期間及び範囲は、営業停止処分と同一。		

1 処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	有限会社高橋機設工業	代表者氏名	高橋 克美
主たる営業所の所在地	(登記上) 札幌市東区北44条東15丁目1-26 (事実上) 札幌市東区東雁来7条1丁目16-1		
許可番号	北海道知事許可 (般-29)石第22718号	許可を受けている 建設業の種類	大工事業 とび・土工事業 管工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 鋼構造物工事業 鉄筋工事業

2 処分に関する事項

処分年月日	令和3年(2021年)7月6日	処分を行った者	北海道知事
根拠法令	建設業法第28条第1項(第28条第1項第3号該当)		
処分の内容			
建設業法第28条第1項に基づく指示処分 労働災害事故の再発防止に努めるとともに、建設業法、労働安全衛生法、その他関係法令を遵守し、建設業者として適正な業務に努めること。			
処分の原因となった事実		労働安全衛生法違反	
有限会社高橋機設工業は、令和2年1月29日、札幌東労働基準監督署長に対し、同法人の労働者が、令和元年12月25日、北海道札幌市白石区の工事現場で負傷し、翌日から4日以上休業したのに、「令和元年12月25日、北海道札幌市東区所在の同会社工場にて、負傷をした」旨の虚偽の労働者死傷病報告書を提出した。 このことにより、労働安全衛生法第100条第1項及び労働安全衛生規則第97条第1項に基づき、札幌簡易裁判所において、同法人及び同法人従業員が罰金刑に処せられ、令和3年6月9日にその刑が確定した。 このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当するものである。			
その他参考となる事項	北海道労働局から建設業相互通報制度による通報		

1. 処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	北海土建工業株式会社	代表者氏名	矢部 道晃
主たる営業所の所在地	苫小牧市栄町2丁目1番27号		
許可番号	北海道知事許可 (特-29)胆 第 597 号	許可を受けている建設業の種類	土木工事業 とび・土工工事業 舗装工事業 水道施設工事業

2. 処分に関する事項

処分年月日	令和3年8月3日	処分を行った者	北海道知事
根拠法令	建設業法第28条第3項（同条第1項第3号該当）		
処分の内容	営業停止期間：令和3年8月18日から令和3年12月15日までの120日間 営業停止範囲：地域、業種、公共・民間工事の範囲を限定せず営業の全部停止		
処分の原因となった事実	① 談合罪 ② 公契約関係競売等妨害罪及び贈賄罪		
	<p>① 同社の元役員は、胆振総合振興局が平成30年4月25日に執行した「経営体豊共第1地区61工区」農業土木工事の制限付一般競争入札に関し、同社を構成員とする経常建設共同企業体に当該工事を落札させようと考え、他の2業者の担当者らと共謀の上、公正な価格を害する目的で、前記2業者が同経常建設共同企業体の入札予定金額を超える金額で入札することにより同経常建設共同企業体に同工事を落札させる旨協定し、談合した。 このことにより、令和3年3月11日、旭川地方裁判所において、談合罪により、懲役1年、執行猶予3年の判決を受け、同年3月26日に刑が確定した。</p> <p>② 同社の元社員は、前記工事の制限付一般競争入札に関し、胆振総合振興局職員（当時）と共謀の上、同社内にて、電子メールで工事価格の教示を受け、同入札において同工事を落札させ、公の入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為を行った。 また、前記職員が不正な行為をしたことに関する謝礼の趣旨で、職員の親族宅の外構工事（108万円相当）を15万円で施工し、差額の賄賂を供与した。 このことにより、令和3年6月1日、札幌地方裁判所において、公契約関係競売等妨害罪、贈賄罪により、懲役1年6月、執行猶予3年の判決を受け、同年6月16日に刑が確定した。</p>		
その他参考となる事項	同社役員に対して建設業法第29条の4第1項に基づく営業禁止処分を行った。営業禁止の期間及び範囲は、営業停止処分と同一。		

1. 処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	有限会社難波重機	代表者氏名	本庄 弘展
主たる営業所の所在地	滝川市黄金町東4丁目6番9号		
許可番号	北海道知事許可 (般-2)空第2641号	許可を受けている 建設業の種類	土、とび

2. 処分に関する事項

処分年月日	令和3年8月20日	処分を行った者	北海道知事
根拠法令	建設業法第28条第1項(建設業法第28条第1項第3号該当)		
処分の内容	<p>建設業法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令を遵守し、違反行為の再発防止のため適切な措置を講じて、建設業者として適正な業務を確保すること。</p>		
処分の原因となった事実	廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反		
	<p>有限会社難波重機の役員は、平成28年4月13日午前11時42分頃、滝川市黄金町東4丁目126番地2において、廃棄物であるオイルエレメント、タオル等を焼却し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」違反で起訴され、同役員に対し罰金20万円、有限会社難波重機に対し30万円の略式命令が行われ、各々納付した。</p> <p>このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当するものである。</p>		
その他参考となる事項			

1 処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	拓矢実業株式会社	代表者氏名	合田 靖弘
主たる営業所の所在地	札幌市厚別区厚別北2条2-6-3		
許可番号	北海道知事許可 (般-2) 石第10576号	許可を受けている 建設業の種類	とび・土工事業 解体工事業

2 処分に関する事項

処分年月日	令和3年(2021年)12月15日	処分を行った者	北海道知事
根拠法令	建設業法第28条第1項(第28条第1項第3号該当)		
処分の内容			
建設業法第28条第1項に基づく指示処分			
建設業法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令を遵守し、違反行為の再発防止のため適切な措置を講じて、建設業者としての適正な業務を確保すること。			
処分の原因となった事実		廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反	
拓矢実業株式会社の役員が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2違反により罰金刑に処せられ、同法第7条第5項第4号二に該当した。これにより、同法第14条第5項第2号二に該当するに至ったことで、法第14条の3の2第1項第2号に該当し、北海道知事から産業廃棄物収集運搬業の許可の取消処分を受けた。 このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当するものである。			
その他参考となる事項			

1 処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	株式会社翔プランニング	代表者氏名	吉岡 華麻理
主たる営業所の所在地	札幌市豊平区福住1条1-8-6-101		
許可番号	北海道知事許可 (般-2) 石第22317号	許可を受けている 建設業の種類	内装仕上工事業

2 処分に関する事項

処分年月日	令和4年(2022年) 2月1日	処分を行った者	北海道知事
根拠法令	建設業法第28条第1項(第28条第1項第3号該当)		
処分の内容			
建設業法第28条第1項に基づく指示処分			
労働災害事故の再発防止に努めるとともに、建設業法、労働安全衛生法、その他関係法令を遵守し、建設業者として適正な業務に努めること。			
処分の原因となった事実		労働安全衛生法違反	
株式会社翔プランニングは、労働者が北海道札幌市西区の内装工事における作業中に移動式足場から墜落し負傷し、4日以上休業したにもかかわらず、遅滞なく札幌東労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出しなかった。 このことにより、労働安全衛生法第100条第1項及び労働安全衛生規則第97条第1項に基づき、札幌簡易裁判所において、同法人及び同法人従業員が罰金刑に処せられ、令和3年12月7日にその刑が確定した。 このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当するものである。			
その他参考となる事項	北海道労働局から建設業相互通報制度による通報		

1. 処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	有限会社木村工業	代表者氏名	木村 喜一
主たる営業所の所在地	北海道帯広市西16条南30丁目1番地4		
許可番号	北海道知事許可 (般-28)十第3370号	許可を受けている 建設業の種類	とび・土工工事業

2. 処分に関する事項

処分年月日	令和4年(2022年)2月16日	処分を行った者	北海道知事
根拠法令	建設業法第29条第1項(第29条第1項第2号該当)		
処分の内容			
建設業法第29条第1項に基づく許可の取消処分			
処分の原因となった事実		脅迫罪	
有限会社木村工業の代表取締役は、令和2年(2020年)3月17日に脅迫罪(刑法第222条)で罰金の刑に処せられた。 このことは、建設業法第29条第1項第2号に該当するものである。			
その他参考となる事項			

建設業を営む者に関する監督処分簿

監督処分庁：北海道上川総合振興局

1. 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	藤川電設工業株式会社	代表者氏名	小坂 雅規
主たる営業所の所在地	旭川市東鷹栖1条2丁目635番の344		
許可番号	北海道知事許可 (特-2) 上第3514号	許可を受けている 建設業の種類	土木工事業、電気工事業

2. 処分に関する事項

処分年月日	令和4年3月19日	処分を行った者	北海道知事
根拠法令	建設業法第28条第1項(第3号該当)		
処分の内容 建設業法第28条第1項第3号に基づく指示 ・労働災害事故の再発防止に努めるとともに、建設業法、労働安全衛生法、その他の関係法令を遵守し、建設業者として適正な業務を確保すること。 ・建設業法及び関係法令の違反を重ねて行った場合は、建設業法の規定に基づき営業の停止又は許可の取消しを行うことがあります。			
処分の原因となった事実	労働安全衛生法違反		
藤川電設工業株式会社は、令和2年7月6日、民間工事現場において、作業員がマンホールの蓋を開ける際に正規の器具を使用しなかったことから、右手指先を骨折した。この労働災害について、旭川労働基準監督署へ自社の倉庫で負傷したとの虚偽の労働者死傷病報告を提出した。 上記事由について、旭川簡易裁判所において、罰金刑が確定した。 このことは、建設業法第28条第1項3号に該当するものである			
その他参考となる事項	北海道労働局から建設業相互通報制度による通報		

1. 処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	渡辺組有限会社	代表者氏名	渡邊 政美
主たる営業所の所在地	北海道野付郡別海町中西別139番地の11		
許可番号	北海道知事許可 (般-30)根第725号	許可を受けている 建設業の種類	土木工事業、大工工事業、と び・土工工事業

2. 処分に関する事項

処分年月日	令和4年3月25日	処分を行った者	北海道知事
根拠法令	建設業法第28条第1項(第28条第1項第3号該当)		
処分の内容	<p>建設業法第28条第1項に基づく指示</p> <p>建設業法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守し、違反行為の再発防止のため適切な措置を講じて、建設業者としての適正な業務に務めること。</p>		
処分の原因となった事実	労働安全衛生法違反		
その他参考となる事項	<p>渡辺組有限会社(以下「渡辺組」という。)の労働者は、令和元年11月15日、北海道川上郡標茶町内の建築工事現場で作業中、脚立から地面に墜落し、左踵骨骨折の傷害を負って4日以上休業することとなった。</p> <p>労働者が労働災害により4日以上の上の休業をした場合、労働安全衛生規則第97条第1項により、遅滞なく労働者死傷病報告書を所轄の釧路労働基準監督署長へ提出し報告しなければならないが、渡辺組は令和2年11月9日に至るまで同報告書を提出せず報告を行わなかった。</p> <p>このため、労働安全衛生法違反により、同法人及び同法人役員が罰金刑に処され、法人が令和3年7月30日に、同社役員が令和3年7月29日に、それぞれ刑が確定した。</p>		